

(令和7年6月19日現在)

令和7年度当初予算 コメ新市場開拓等促進事業 に係るQ&A

新たに追加した問、内容変更した問は赤字

- このQ&Aは、随時ご質問やその検討状況を踏まえ、更新することがあります。

農林水産省 農産局 企画課

番号	問い	答え
<1. 全般>		
1-1	本事業における都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会の役割いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業における、都道府県農業再生協議会や地域農業再生協議会の主な役割については以下のとおりです。 　　<都道府県農業再生協議会> 　　① 都道府県取組計画の作成 　　② 地域農業再生協議会が作成する「産地・実需協働プラン」の審査・承認 　　③ 地域農業再生協議会に対する指導監督 　　<地域農業再生協議会> 　　① 農業者からの申請受付・とりまとめ 　　② 「産地・実需協働プラン」の作成 　　③ 農業者に対する指導監督 　　④ 取組の実績確認
1-2	水田活用の直接支払交付金よりも高い単価で支援することにより、対象品目の価格が低下するなど、産地にとって不利な取引を喚起する恐れがあるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ あくまで実需者と生産者の合意に基づく数量や価格等で契約を締結していただくことが基本です。 ・ 本事業を通じて、実需者との結びつきを強化し、低コスト生産等に取り組んでいただくことで、実需者にとってはニーズに合致したコメ等の安定確保が可能となり、生産者にとっては後年度に渡って需要の維持や拡大が見込まれる他、輸入農産物からの置き換え効果も期待できるものと考えています。
1-3	経営所得安定対策等実施要綱の前年、当年、翌年は何年を指すのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年は令和6年、当年は令和7年、翌年は令和8年を指します。

＜2. 交付対象者・対象作物＞		
2-1	交付対象者が販売農家、集落営農となっている理由いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、実需者との結びつきの下、低コスト生産等の取組を行う生産者に対して直接支払いを行う交付金であることから、事業実施主体は販売農家、集落営農となります。 ・ なお、各地域の取組の内容・規模に応じて支援対象を決定する事業であり、一律の考え方で採択審査を行う観点から、事業実施にあたっては、地域農業再生協議会、都道府県農業再生協議会において「産地・実需協働プラン」の取りまとめや農業者への指導監督等を行っていただく必要があります。
2-2	米粉用米（パン・麺専用品種）が対象である理由いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米粉用米の専用品種の中には、パン・麺用に適した多収ではない専用品種（例：越のかおり）があり、これらは数量払いがインセンティブとして働かない状況です。 ・ このため、従来からの数量払いによる専用品種・一般品種への支援を継続しつつ、今後需要の拡大が期待されるパン・麺用の専用品種については、新たに収量によらない9万円/10aの支援を選択できるようにしたところ です。
2-3	新市場開拓向けや加工向けに限定されている理由いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業が、実需者との連携の下で、水田を輸出（コメ等）や加工用などの新需要に対応した生産基盤に転換するためのものであることを踏まえ、対象品目は実需と結びついた新市場開拓向けや加工向けに限定しているところ です。

2-4	米粉用米（パン・麺専用品種）の具体的な対象いかん。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米粉用米（パン・麺専用品種）は、国の委託試験等によって米粉用に育成され、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された以下の品種が対象です。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 北瑞穂、ふくのか、ミズホチカラ、笑みたわわ、亜細亜のかおり、ほしのか、こなだもん、 越のかおり、あみちゃんまい </div> ・ このほか、次の①及び②のいずれにも該当する品種のうち、都道府県知事の申請に基づき、地方農政局長等が特に認めるものについても対象品種となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県等の農業試験場等の試験データ等により、パン・麺用向けの加工適性が高いことが確認された品種 ② 国内において、主に主食用向け以外として生産されており、パン・麺用として需要がある品種
<3. 取組技術>		
3-1	低コスト生産等の取組（3つ以上）は全て新たに実施する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に実施している取組でも構いませんが、新たな取組を実施したり、取組面積を拡大していただくなど、取組を向上していただくことを推奨します。
3-2	地域特認メニューの考え方について、基準はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品目毎の地域特認メニューの基本的な考え方については以下のとおりです。 <新市場開拓用米・加工用米・米粉用米（パン・麺専用品種）> <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト又は省力化生産に資する取組であること ・ なお、提示している取組メニュー（例：土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり）についても、上記の考え方に沿ったものかつ、合理的な理由と根拠があれば、地域特認メニューとして設定することが可能です。

3-3	低コスト生産等の取組はいつから実施するものが対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の要望調査の開始日（令和7年1月6日）以降の令和7年産（基幹作）の取組が対象になります。 ・ 取組を実施しても、採択審査の結果、交付対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
3-4	取組は農業者自身が取り組むものに限らず、作業委託による実施も対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組は、原則として農業者自身が取り組み、追加的な負担が発生する低コスト化等に資するものと整理しています。 ・ ただし、地域の事情や取組メニューの内容によっては、必ずしも農業者自身が取り組むよりも、低コスト化や省力化などが図られる場合もあると考えられることから、作業委託等による実施も妨げません。 ・ 例えば、ドローンによる生育診断や防除作業を作業委託する場合には、『スマート農業機器の活用』として対象に含まれます。また、水稻の『プール育苗』や『温湯種子消毒』も共同で育苗又は消毒された種苗を使用する場合も対象に含まれます。
3-5	取組メニューにある『農業機械の共同利用』の農業機械はどういうものが対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラクターや田植え機、コンバイン（アタッチメント含む）など、共同利用によって一定程度の生産コスト低減効果が図られるもの（原則として、取得価格 50 万円以上の農業機械）を指します。

3-6	取組メニューにある『農業機械の共同利用』について、無人ヘリによる防除の委託をしている場合には対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『農業機械の共同利用』は、経営費に占める農業機械費の低減を図る取組を推進するために取組メニューに含めているものです。 ・ 無人ヘリによる防除の委託は、防除作業の省力化を主たる目的として行われているものであり、結果として無人ヘリが共同利用されていたとしても、農業者として農業機械費の低減を狙って農業機械を共同利用しているとは整理しがたいことから、対象にはなりません。
3-7	申請後に何らかの事情により選択していた取組が出来なくなった場合、他の取組を実施すれば交付対象になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請時に確実に実施する取組として、履行することを誓約していただきますので、自然災害等のやむを得ない事態が生じた場合を除き、まずは取組を講じていただくようお願いします。 ・ やむを得ないご事情により、他の取組を実施していただく場合でも、要件としている「3つ以上」の取組を実施してください。
<4. 対象面積、採択>		
4-1	令和6年度のコメ新市場開拓等促進事業において計画を達成出来なかった場合、具体的にはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度コメ新市場開拓等促進事業において低コスト生産等の取組支援を受けた協議会のうち、令和6年度事業における低コスト生産等の取組面積等の計画を達成できなかった協議会については、未達分の面積を今回の申請面積から減じた上でポイントを算出することとします。
4-2	一括管理で作付している場合は、全てのほ場で取組メニューを実施する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低コスト生産等に取り組む面積が支援対象となります。

4-3	申請から交付決定までの間に、取組面積が変わってもよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組面積等、申請時に記載・提出していただく各種数値については採択審査に関わるものであることから、自然災害等のやむを得ない事態が生じた場合を除き、原則として変更は認めません。 ・ 農業者は取組計画書の内容を実施する旨を誓約した上で申請していただくことから、申請後に変更がないよう十分に検討した上で申請してください。
4-4	地域農業再生協議会の品目単位での取組面積は採択審査に関わるが、その全体の取組面積が変わらなければ、その内訳である農業者単位での取組面積や農業者の変更があってもよいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者は取組計画書の内容を実施する旨を誓約した上で申請していただくことから、まずは農業者の申請内容や農業者そのものの変更がないように十分に検討した上で申請してください。 ・ ただし、地域や農業者の事情によって、申請後に農業者の取組面積を変更せざるを得ない場合は、地域農業再生協議会単位の取組内容（産地・実需協働プランの内容）を遵守するために農業者の申請内容や農業者を変更することは妨げません。
4-5	加工用米・新規需要米の取組計画等の変更が8月20日まで受け付けられることとなったが、本事業も対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加工用米・新規需要米の取組計画等の8月20日までの変更受付は、各産地が全国の作付動向も踏まえて需要に応じ、機動的に主食用米等の生産量を確保できるように設けたものです。 ・ この趣旨を踏まえ、本事業においても、産地・実需協働プランに参画する実需者との契約変更に係る同意が得られていることを条件に、取組面積等の変更を認めることとします。 ・ なお、加工用米や新規需要米の需給に混乱を生じさせるような生産者側からの一方的な契約破棄は認められません。

4-6	取組面積等の変更を行う場合、どのような手続きを行うこととなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組面積等の変更を行う場合は、以下の手続きを検討していますが、具体的な提出書類等については、別途お知らせいたします。 ① 本事業に採択された地域農業再生協議会は、加工用米・新規需要米の取組計画等の変更と併せて、採択された品目に係る取組面積等の変更内容を把握。 ② 農林水産省が、8月20日以降、本事業に採択された全地域農業再生協議会に対して、取組面積等の変更に伴う変更額を聴取。 ③ 上記の結果、追加配分が可能な場合は、採択・配分基準に準じて追加配分。
4-7	取組面積等の変更により、採択に係るポイントが減少する場合であっても、引き続き本事業の対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採択された地域農業再生協議会に対する取組面積等の変更に伴う変更額の聴取は、予算を有効活用し、追加配分を行うためのものであり、既に予算の配分対象となった地域農業再生協議会は、取組面積等の変更により、採択に係るポイントが減少する場合であっても、引き続き本事業の対象となります。 ・ ただし、4-1に準じ、低コスト生産等の取組面積の計画を達成できなかった協議会については、モラルハザード防止の観点から、翌年度事業において、本年度の未達分の面積を申請面積から減じた上でポイントを算出する可能性があります。
4-8	令和6年産の作付実績が無い場合は、配点基準の項目1の②は選択できないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年産の作付実績がない場合でも配点基準の項目1の②を選択できることとし、その場合のポイントは新市場開拓用米については24ポイント、加工用米及び米粉用米については12ポイントとなります。（ポイント算出上の分母である令和6年産の作付面積を≒0として扱うため）。

＜5. 契約要件＞		
5-1	実需者との契約（又は農業者と JA 等との出荷契約）はいつまでに締結する必要があるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県農業再生協議会から国への申請〆切までに契約を締結していただくか、契約を締結する旨の計画書を提出していただく必要があります。計画書の場合は、6月30日までに契約を締結してください。
5-2	実需者との契約は販売委託を受けた JA 等が実需者と契約を締結するなどの間接的なものでも構わないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 個々の農業者が実需者と直接契約するに限らず、農業者と出荷契約を締結した集出荷業者等が実需者と販売契約を締結する間接契約であっても構いません。 集出荷段階などで当該農作物が一括で集荷・管理され、厳密に農業者と実需者との繋がらない場合については、集出荷を行っている事業者（JA など）と相談の上、出荷相当分が販売されている実需者をプランに位置づけていただくようお願いします。 なお、この場合であっても6月30日までに契約を締結してください。
5-3	実需者の定義いかな。卸売業者などの流通事業者がカットなどの1次加工をする場合は実需者に該当するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 本事業における実需者とは、食品製造業者、外食・中食業者など、加工等によって付加価値を与え、実際の需要を生み出す者を指しています。 流通事業者については、実際の需要を生み出す者ではないことから、原則、実需者には含めませんが、流通事業者であっても、加工を業として行う場合は実需者に含めるものとします（穀類の乾燥調製など一般的に農業者や農業者団体が出荷までに行う作業は当該加工に含めません）。
5-4	実需者との契約は、どのような内容が含まれていれば良いのか。	<ul style="list-style-type: none"> 契約は、品目（用途含む）、数量（面積契約の場合は面積）と契約期間（又は契約対象の農産物の生産年）が盛り込まれている書面契約とします。

5-5	契約を締結する旨の計画書には、どのような内容を含めれば良いのか。	<ul style="list-style-type: none"> 計画書には、実需者名や品目（用途含む）、販売予定数量（又は面積）、契約予定時期、計画書を履行する旨の誓約（署名）等を記載してください。
5-6	多数の実需者がいる場合、農業者の取組計画書や産地・実需協働プランには、その全ての実需者を記載する必要があるのか。一部を省略して書くことは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> 実需者が多い場合や、全ての農業者が同一の集出荷業者等を通じて、同一の複数実需者と契約するような場合は、実需者のリストを共通の参考資料として添付するなどして記載・提出書類の簡略化・簡素化を図っていただいても構いません。
5-7	多数の実需者がいる場合、個々の契約書の写しを全て添付する必要があるのか。提出する手続きや確認する手続きの簡素化のためにも一部省略することができないか。	<ul style="list-style-type: none"> 実需者との契約書の写しは、契約締結の有無を確認するために必要な書類のため、原則として全て添付していただく必要があります。 ただし、当該契約書の写しが膨大になり提出・確認事務が繁雑になることを避けるために、実需者との契約を締結している集出荷業者等が契約内容（実需者名、契約数量、契約日、品種・産地等）を一覧にまとめ、確実に契約を締結している旨の誓約を付記し、1つ以上の契約書の写しを添付した書類をもって、全ての契約書の写しの代わりを兼ねることも可能と考えます。
5-8	契約を締結した後に、自然災害等により契約した数量どおりに販売できなかった場合や、実需者の都合により契約数量の減少や契約破棄に至った場合（契約が不履行となった場合）、補助金の取り扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害等、本人の責めに帰さない事由により契約どおり販売が実施できなかったことが確認できる場合にあっては、補助金の返還は求めません。 また、実需者の都合により契約が破棄されたり、契約数量が減少した場合には、当初契約数量分を他の実需者と別の契約を締結するなどして販売するよう努めてください。なお、その結果として当初契約数量分に満たなかった場合には、理由書を提出していただき、その内容を精査させていただきますが、直ちに補助金の返還を求めるわけではありません。 なお、本事業とは別に、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長）」等に基づく手続きが必要となる旨に留意してください。

<6. 確認、報告>

<p>6-1</p>	<p>農業者は低コスト生産等の取組支援を受ける場合、取組を行ったことの根拠書類として、どのようなものをいつまでにどこに示せばよいのか。 また、地域農業再生協議会は、根拠書類で、何を確認して特定する必要があるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の取組確認等は地域農業再生協議会に実施していただくため、農業者は取組を行ったことの根拠書類を地域農業再生協議会に示していただくこととなります。 ・ 農業者が示す根拠書類としては、取組を講じたことが分かる書類（農業者が作成する作業日誌、栽培管理記録簿等）及び当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）とします。地域農業再生協議会が現場において取組の実施状況を確認する場合に作成する根拠書類としては、地域農業再生協議会が作成する現地確認記録簿等とします。 ・ また、地域農業再生協議会においては、当該根拠書類により、取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等を確認して特定することとします。 ・ 取組の確認スケジュールは地域農業再生協議会や品目によって異なるため、一概にお答えできません。
<p>6-2</p>	<p>ほ場の確認を行う必要はあるのか。水田活用の直接支払交付金におけるほ場確認と合わせて行ってもよいのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象作物が現に作付けされているのかどうかを確認いただくために、原則として、現場でのほ場確認は必要です（取組の実施に疑義があるなどの場合は、現場での取組の実施状況の確認も行ってください。また、取組の実施状況の確認を行った場合には、確認した内容（取組を実施した日付、農地、取組面積、取組内容、取組に用いた資材名・使用量等）について、現地確認記録簿を作成するなどして記録を残してください。）。ほ場確認は水田活用の直接支払交付金のほ場確認と合わせて実施していただいても構いません。

<7. 補助金等の重複受給>		
7-1	水田活用の直接支払交付金の産地交付金の要件となっている取組メニューが重複する場合もあるが、産地交付金との重複受給の問題はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業は、低コスト生産等の取組などを行う上での掛かり増し経費相当等に対する支援を行うものである一方、産地交付金は掛かり増し経費とは関係なく、魅力的な産地づくりに向けて地域独自の品目・単価で支援を行うものであり、産地交付金とは支援対象や趣旨が異なっているため、原則として本事業との二重補助には当たりません。 ・ ただし、各農業者の掛かり増し経費を具体的に特定して、当該経費分のみを補助対象としている場合などは、個別にご相談ください。
<8. 手続き、スケジュール>		
8-1	交付金の支払いスケジュールいかに。農業者はいつ頃までに交付金を受け取ることができるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業では、国から農業者へ直接支払いを行います。 ・ そのため、国は、交付申請者からの出荷・販売の実績報告等の後、交付申請者ごとの低コスト生産等支援の交付面積及び交付金額の確認を行った上で、交付申請者への交付決定額の通知及び交付金の交付を行うこととなるため、交付金の支払い時期は農業者毎に異なります。
8-2	農業者はいつまでに何を、どこに申請すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望調査の農林水産省への締切は4月30日としております。 ・ 農業者は地域農業再生協議会に低コスト生産等の取組内容や取組面積、販売契約を結んでいる実需者名などを記載した計画書を提出することとなりますが、具体的な申請受付時期・締切はそれぞれの地域農業再生協議会で設定することとなります。 ・ 要望調査の結果を踏まえ、農業者は、交付申請書及び営農計画書を農林水産省が別途定める日までに地方農政局又は地域農業再生協議会に提出していただく必要があります。 ・ 2次募集については、地域農業再生協議会への締切を6月30日としております。

8-3	市町村をまたいで作付けしている農業者はどこに申請すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営農計画書を提出している地域農業再生協議会に申請してください。
8-4	要望調査の締切までに申請が間に合わない場合はどうすればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締切までに申請が間に合わない場合は、支援の対象外となるため、早めのご準備をお願いします。
8-5	農業者への支払いについては、代理受領を活用した共同計算スキームの対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付金を地域の生産者団体・集出荷団体等が代理受領することは可能です。この場合、交付対象となる農業者が代理の者に交付金の受領の権限を委任していただく必要があります。
<9. 推進事務費>		
9-1	推進事務費はいつの取組から対象となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランの作成等、本事業を実施するために必要不可欠である経費については、要望調査の開始日（令和7年1月6日）以降の取組が支援対象になります。
9-2	事務費の支払いはいつ頃となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定以降であれば、所定の手続きを踏まえて概算払い等により交付します。
9-3	採択されなかった地域農業再生協議会においても事業申請に当たって事務的な経費が発生することになるが、周知等に要する費用をどう工面すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の支援事業と同様、原則として、採択に至らなかった場合には支援できないため、事務に要した経費は補助対象となりません。 ・ ただし、都道府県農業再生協議会の活動として農業者への周知を地域農業再生協議会に委託又は請負させる場合、その範囲で必要な経費（郵送費等）を都道府県農業再生協議会に支援することは可能です（なお、全ての地域農業再生協議会が不採択となった都道府県農業再生協議会は支援できません）。

<10. 救済措置、ペナルティー関係>

10-1	本事業に申請していたほ場において、取組を行えなくなった場合、ペナルティーはあるのか。	・ 本事業の申請後に、農業者の個人的な事情等により取組を行えなくなった等、本事業の要件を満たせないことが判明した場合は、自然災害等、農業者本人の責めに帰さない場合を除き、原則とし交付申請中の交付金を交付しない、又は返還していただくこととなります。
------	--	---